

伊達市告示第57号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2（道路交通振動の限度）の備考第1項の規定により市長の定める区域及び同表の備考第2項の規定により市長が定める時間を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊 谷 秀 吉

1 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間

(1) 市長の定める区域

ア 第1種区域 平成24年伊達市告示第54号（以下「指定告示」という。）により指定された第1種区域とする。

イ 第2種区域 指定告示により指定された第2種区域とする。

(2) 市長の定める時間

ア 昼間 午前8時から午後7時までとする。

イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時までとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。